

北栄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年北栄町条例第151号。以下「条例」という。)第4条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和元年9月25日

北栄町長 松本 昭夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況(条例第3条第1号)

(1)職員の採用の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (単位：人)

区 分		競争試験			選 考			計
		男性	女性	計	男性	女性	計	
職種	事 務	3	7	10	-	-	-	10
	技 師	-	-	-	-	-	-	-
再任用職員		-	-	-	-	-	-	-
計		3	7	10	0	0	0	10

(2)職員の退職の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (単位：人)

区 分	一般行政職		技能労務職		合 計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
定年退職	-	-	-	-	-	-	-
勸奨退職	-	-	-	-	-	-	-
応募認定退職	-	-	-	-	-	-	-
普通退職	1	6	-	-	1	6	7
分限免職	-	-	-	-	-	-	-
懲戒免職	-	-	-	-	-	-	-
失職	-	-	-	-	-	-	-
死亡退職	-	-	-	-	-	-	-
計	1	6	-	-	1	6	7

2 職員の勤務時間、その他の勤務条件及び休業に関する状況(条例第3条第4号及び第5号)

(1)職員の勤務時間(一般職の標準的なもの/平成31年4月1日)

1日の勤務時間	開始時間	終業時間	休憩時間
7.75時間	8時30分	17時15分	12時から13時

(2)年次有給休暇の取得状況(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
6,230.300日	1,809.300日	167人	10.8日	29.0%

(3)時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

時間外・休日勤務 総時間数	職員一人当たりの時間外・ 休日勤務月平均時間数
13,842時間	7.4時間

(4)主な特別休暇の状況(平成31年4月1日)

主な特別休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国との比較
結婚休暇	職員が結婚した場合	7日以内	5日以内
産前・産後休暇	女性職員が出産する (した)場合	産前8週・産後8週	産前6週・産後8週
夏季休暇	盆等の諸行事のため	3日	同じ
ボランティア休暇	社会貢献の活動を行 うとき	5日	同じ

(5)自己啓発休業の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

区 分	男性	女性
開発途上地域における奉仕作業	0	0
国際協力の促進に資する外国における奉仕作業	0	0

(6)育児休業の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

区 分	男性	女性
育児休業の取得件数	0 (0)	13 (4)

※取得件数には平成30年度以前に取得している者及び平成30年度中に終了した者を含む。

※()内は平成30年度の新規取得者

(7)旅費制度の概要

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	
		県 外	県 内		
議会の議員					
特別職の非常勤	町長・副町長・教育長	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
	監査委員				
	農業委員会委員				
	教育委員会委員				
	選挙管理委員会委員				
	選挙長	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
	投票所の投票管理者				
	期日前投票所の投票管理者				
	開票管理者				
	投票所の投票立会人				
	期日前投票所の投票立会人				
	開票立会人				
	選挙立会人				
	スポーツ推進委員				
交通安全指導員					
財産区管理会委員					
その他法令、条例による委員					
一般職の非常勤	風力発電所所長				
	風力発電所顧問				
	人権文化センター館長				
	人権教育推進員				
	その他任命権者が必要と認めたもの				
一 般 職					

3 職員の分限及び懲戒処分の状況(条例第3条第6号)

(1)分限処分者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

内 容	降 任	免 職	休 職	降 給	計
勤務実績が良好でない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	7	-	7
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-
条例で定めた事由による場合	-	-	-	-	-

(2)懲戒等処分者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

内 容	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	-	-	-	-	-
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	-	-	-	-	-
信用失墜行為をした場合	-	-	-	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-

4 職員のサービスの状況(条例第3条第7号)

(1)営利企業等従事許可の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

内 容	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	1
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	4
計	5

5 職員の研修の状況(条例第3条第9号)

(1)研修機関における研修の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

研修名		研修期間	研修回数	参加者数	修了者数	備考
階層別研修	新規採用職員・フォロー研修	4/17～19・9/11～13	2	9	9	
	採用2年目研修	9/20～21	1	10	10	
	採用3年目研修	10/17	1	10	10	
	若手職員研修	8/29～30	1	10	10	
	採用5年目研修	11/6	1	7	7	
	中堅職員研修	8/7～8/8	1	3	3	
	課長級昇任前ステップアップ研修	10/29	1	10	10	
	新任課長補佐研修	5/29～30・11/15	2	12	12	
	新任課長研修	5/9～10	1	2	2	
能力開発	プレイングマネージャーのための実践マネジメント講座	7/25	1	1	1	
	条例の見方・読み方・作り方講座	7/4	1	2	2	
	わかりやすく説明できる講座	12/6	1	16	16	
	情報収集・分析力基礎講座	1/23	1	4	4	
	わかりやすい資料づくり講座	12/11	1	6	6	
	OJT指導力向上講座	7/24・7/25	1	4	4	
	コーチング講座	9/11	1	2	2	
	仕事の進め方講座	11/21	1	6	6	
	管理職・監督職員のためのメンタルヘルズ講座	12/18	1	3	3	
その他		12	34	34		
専門研修	地方公会計財務書類作成の基礎	8/16～17	1	2	2	
	動産・自動車公売実務セミナー	9/14	1	1	1	
	公有財産管理の法律実務と対策	11/27～28	1	1	1	
中央研修	管理職特別セミナー(自治体経営の課題) 市町村長特別セミナー(自治体経営の課題・地域経営塾)	4/19～20・1/10～11	2	2	2	
	地方公会計制度(基礎)	7/11～13	1	1	1	
	使用料等の債権回収	10/22～26	2	2	2	
	市町村税徴収事務	11/6～16	1	1	1	
	これからの農業を考える	12/5～7	1	1	1	
合計			42	162	162	

(2)職場における研修の状況

研修名	研修期間	研修回数	参加者数	修了者数	備考
新規採用職員等研修	4/2	1	12	12	
新規採用職員研修(大栄西瓜販売促進等)	6/9	1	5	5	
認知サポーター職員研修	5/17	1	44	44	
人権研修	8/30・8/31・9/3・9/7	5	239	239	
地域共生社会と庁内連携	9/5・9/6	2	101	101	
ハラスメント研修	11/13・11/14	4	154	154	
ヒューマンコミュニケーション研修	12/19	1	33	33	
決算財務書類の概要と分析	3/18・3/19	2	55	55	

(3)職員の人事交流の状況

平成19年度から行政事務の複雑化、広域化に対処し、地方分権の進展に伴う新規行政需要に対応できる職員の養成と資質の向上等を目的に県との相互交流派遣を実施。平成30年度は、県へ2名の職員を派遣し、町へ3名の職員の受け入れを実施した。また、指導主事3名の職員の受け入れも実施した。
また、友好交流協定を結ぶ滋賀県湖南市とも平成25年度から相互交流派遣を開始し、1名の派遣、1名の受け入れを行った。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況(条例第3条第10号)

(1)職員の健康診断の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

健康診断の種類	職員(特別職含む)		臨時的任用職員等	
	対象者	受診者	対象者	受診者
人間ドック	92	92	—	—
健康診断	95	95	160	159
計	187	187	160	159

(2)福利厚生事業の状況

①(財)鳥取県市町村職員互助会について

(ア)負担率

	職員掛金	町負担金	負担割合(職員：町)
給料にかか率	2.0/1000	2.0/1000	1：1
期末手当にかか率	2.0/1000	2.0/1000	

(イ)平成29年度北栄町負担金決算額 1,978 千円 (職員一人当たり 10,249 円)

(ウ)事業内容

給付事業	出産祝金、結婚祝金、弔慰金、入学(就職)祝金、退会せん別金
福祉事業	宿泊保養施設利用助成、インフルエンザ予防接種助成、健康ウォーク

鳥取県市町村職員互助会の詳しい事業内容は、こちらをご覧ください。

<http://tori-ctvkyousai.or.jp/gojokai/index.html>

②北栄町職員互助会について

(ア)平成30年度互助会費決算額 1,928,168 円(職員負担率：給料の3/1000)

(イ)平成30年度北栄町補助金決算額 0 円

(ウ)事業内容

給付事業	弔慰金、退会せん別金、結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金、災害見舞金
厚生事業	団体補助、研修旅行補助、体育事業

**7 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の
利益の保護の状況(条例第3条第11号)**

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

職 種	30. 3. 31現在 継続件数 (A)	30. 4. 1～31. 3. 31 措置要求件数 (B)	30. 4. 1～31. 3. 31 終結件数 (C)	31. 3. 31現在 継続件数 (A)+ (B)- (C)
一般行政職	—	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—
計	—	—	—	—

(2)不利益処分に関する不服申立の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

職 種	30. 3. 31現在 継続件数 (A)	30. 4. 1～31. 3. 31 措置要求件数 (B)	30. 4. 1～31. 3. 31 終結件数 (C)	31. 3. 31現在 継続件数 (A)+ (B)- (C)
一般行政職	—	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—
計	—	—	—	—